

令和5年度 幼稚園・保育所(園)入所(園)申込のお知らせ

令和5年度の幼稚園・保育所(園)の入所(園)申込みを次のとおり受付します。

入所(園)を希望される方は、手続きをしてください。

幼稚園、保育園等の施設の利用を希望される場合は、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受けていただく必要があります。また、保育施設の利用にあたっては、「保育を必要とする事由」のいずれかに該当する必要があります。

支給認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
対象となる子ども	満3歳以上で、教育を希望される場合	満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育園等で保育を希望される場合	満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育園等で保育を希望される場合
利用できる施設	海陽幼稚園 4. 5歳児	海南保育所 1歳～3歳児 海部西保育所 10ヶ月～5歳児 二葉保育園 10ヶ月～5歳児 穴喰保育所 6ヶ月～5歳児	
利用手続きの流れ	1 海陽町教育委員会又は海陽幼稚園に申込書を提出します。	海陽町役場各庁舎又は各施設に申込書を提出します。	
	2 入園通知書を送付します。	申込書を審査し、入所の調整・決定をします。	
	3 入園説明会を行います。(2月中)	支給認定証・入所承諾書を交付します。(2月中)	*継続入所の方は、入所承諾書のみ。
	4	保育料決定通知書を通知します。(3月下旬頃)	

■入所(園)の申込受付について

◎日時

令和4年11月4日(金)～11月18日(金)
月曜日～金曜日 8時30分～17時00分

◎受付場所

【幼稚園の利用を希望される方】・・・申込書を提出して下さい。

※申込書は幼稚園・教育委員会にてお渡しいたします。

海陽町教育委員会 73-1246
海陽幼稚園 73-1401

【保育所(園)の利用を希望される方】・・・申込書を提出して下さい。

海陽町役場 海南庁舎 住民環境課
海陽町役場 海部庁舎 福祉人権課 73-4313 (保育所入所に関するお問い合わせ先)
海陽町役場 穴喰庁舎 商工観光課
町内各保育所(園)

◎年度途中の入所を希望される方も申込をしてください。

(近年、途中入所の方が増えております。保育士の確保、受け入れ態勢の準備もあるため、できるだけ早めの連絡・申込をお願いします。)

【幼稚園の利用を希望される方】

■入所申込書を海陽町教育委員会又は海陽幼稚園に提出して下さい。

■申込をされた方へ「入園説明会案内」「入園通知書」「入園届」「家庭状況調査表」を郵送いたします。（1月中）

■入園説明会を行います。（2月中）
持ってきていただくもの（申込児童1人につき1枚）

（1）入園届

（2）家庭状況調査表

（3）算定（副食費）のための書類（下記に該当する場合のみ）

① 令和4年1月1日現在、海陽町に住民票のない方 → 令和4年度所得課税証明書

■保育料等（月額）について

○保育料 無料

○給食費 主食費 600円

○絵本代 4歳児 440円 ・ 5歳児 840円

○教材費 400円

○OPTA会費 300円

■開園時間

7：30～14：00 ※園終了後 保育に欠ける園児で一時預かり保育を希望される場合は以下を参考にしてください。

※一時預かり保育について

（1）預かり保育の実施条件
園終了後の保育に欠ける園児

（2）開設期間

1. 開園日

2. 長期休業日

土・日曜日は実施しない。

お盆の8月13日～16日、年末年始の12月28日～1月3日は休み

5歳児…………… 年度初4月2日から実施・卒園後は実施しない

4歳児…………… 入園式までは実施しない・年度末3月30日まで実施。

（3）開設時間

1. 開園日（幼稚園日課終了後）…………… 14：00～17：30

2. 長期休業日…………… 8：00～17：30（お弁当必要）

（4）保育料 無料

（但し、預かり保育認定を受けていない児童 1日あたり450円）
【スクールバス通園者も同額徴収】

（5）おやつ代・教材代 月額 500円

◎一時預かり保育をご希望の方は、入園説明会にて書類をお渡します。

■お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

海陽町教育委員会	TEL 73-1246
海陽幼稚園	TEL 73-1401

【保育所(園)の利用を希望される方】

■保育の必要性の認定基準（2号認定・3号認定）

保育所(園)へ入所できる児童は、保護者が、次のいずれかの状態に該当することにより保育をすることができないと認められる場合に認定されます。

就労（48時間以上）	フルタイム、パート、居宅内就労等 基本的にすべての就労が対象	・フルタイム勤務 →保育標準時間 ・パートタイム勤務 →保育短時間
妊娠・出産	母親が出産の前後	保育標準時間 (注) 出産予定月の前2ヶ月と後3ヶ月 までの期間のみの認定となります。
疾病・障害	保護者が病気や心身に障害があるとき	保育標準時間
親族の介護・看病	同居または長期入院等している親族を介 護・看病していること	基本的に保育短時間 *看護等の時間に応じて 保育標準時間（要相談）
求職活動	就労予定、起業準備を含む	保育短時間 * 認定期間は90日。 <u>引き続き入所を希望する場合は 更新手続。</u>
児童虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること。	保育標準時間
育児休業	育児休業取得時に、 <u>すでに保育所(園) を利用している兄弟がいて継続利用が必 要であるとき。</u>	保育短時間
その他	上記に類する状態にあると町長が認めた 場合	保育の必要な事由の時間に応じる

■利用区分について

2号認定・3号認定を受ける方は、保育の必要量によって、「保育標準時間」か「保育短時間」のいずれかの利用区分になります。

保育標準時間利用	フルタイム勤務の方（最大利用時間 11時間） ただし、開所時間は保育所によって異なります。
保育短時間利用	パートタイム勤務の方（最大利用時間 8時間） ただし、利用時間は、保育所によって異なります。

※保育標準時間認定となる場合でも短時間を希望できます。（逆は希望できません）

■入所申込に必要なもの

- (1) 教育・保育給付認定申請書（兼入所申込書）・・・申込児童1人につき1枚
- (2) 保育に欠けることを確認するための書類・・・保護者1人につき1枚

*申込児童の父母について、次の書類が必要です。該当するものを提出してください。

保育を必要とする事由	必要書類
就労	就労証明書
妊娠・出産	母子手帳の写し（父母の名前、出産予定日が記載されているページ）
疾病・障害	医師の証明書・身体障害者手帳等（病気を証明できるもの）
介護・看護	介護・看護申告書及び診断書または身体障害者手帳等の写し
求職活動	求職活動をしていることがわかるもの。（ハローワーク登録証明書・状況申告書等）
育児休業中の継続利用	就労証明書

(3) 入所前食物アレルギー児童状況確認票（新入園児でアレルギーがある児童のみ）

(4) 保育料算定のための書類（下記に該当する場合のみ）

令和4年1月1日現在、海陽町に住民票のない方

→ 保育給付に係るマイナンバー（個人番号）届出書及び個人番号確認書類・本人確認書類

■認定を受ける場合の注意事項

(1) 単に「下の子の保育に手がかかるから」「集団生活に馴れさせるため」「社会生活を身につけさせるため」「友だちがいないから」「遊ぶ場所がないから」という理由だけでは入所できません。

(2) 保育所（園）の入所基準に該当し、そのうえ児童に心身の障がいがあると思われるとき、または食物アレルギーがある場合、受け入れ体制等を考慮する必要がありますので、申込の時に必ずお申し出ください。

***なお、上記の要件に該当しても、次のような場合には、入所できないことがありますので、あらかじめご承知ください。**

(1)希望者が多数いるため、定員や保育士数等に余裕がない場合。

(第2希望・第3希望の保育所(園)に入所決定する場合があります。)

(2)保育所(園)へ入所できる基準の該当理由により、保育の実施期間の希望に添えない場合。

■保育料について

父母の「町民税所得割額」の合算により保育料を決定します。

◎令和5年4月から8月分の保育料・・・令和4年度 町民税額

◎令和5年9月から令和6年3月分の保育料・・・令和5年度 町民税額

◎3～5歳児クラスの児童及び0～2歳児クラスの住民税非課税世帯の児童については、幼児教育・保育無償化により保育料はかかりません。

◎保育料の納付は、できる限り口座振替でお願いします。入所決定後金融機関でお手続きをお願いします。

■延長保育について

利用区分を超えて、保育を利用する場合は、延長保育となり延長保育料がかかります。延長保育料は、翌月の保育料と一緒に納付していただきます。

◎30分につき・・・50円

■教育・保育給付認定申請書（保育所（園）入所申込書）の記入上の注意

(1) 教育・保育給付認定申請書（入所申込書）は、入所を希望する児童1人につき1枚使用してください。

(2) 世帯の状況の「児童の世帯員」の欄は同居者全員を記入してください。

(3) 入所児童の年齢は、次の表により記入してください。

5歳	平成29年4月2日～平成30年4月1日生
4歳	平成30年4月2日～平成31年4月1日生
3歳	平成31年4月2日～令和 2年4月1日生
2歳	令和 2年4月2日～令和 3年4月1日生
1歳	令和 3年4月2日～令和 4年4月1日生
0歳	令和 4年4月2日～令和 5年4月1日生

(4) 保育料は、税務課課税台帳等の資料によって決定します。調査するには保護者の同意が必要となりますので、同意確認欄に署名してください。

(5) 記入に当たっては、記入例を参考にしてください。

■お問い合わせ先

海陽町役場 福祉人権課（海部庁舎）保育所担当 TEL 73-4313